

平成 29 年 5 月吉日

施設長 殿

一般社団法人 日本病院薬剤師会
会 長 木 平 健 治

医薬品安全管理責任者等講習会（基礎編）への参加依頼について

平成 19 年 4 月の改正医療法施行により、医薬品使用時の安全管理体制充実を目的に、すべての医療機関に「医薬品安全管理責任者」の設置が義務づけられました。医薬品安全管理責任者に対しては、医療安全管理者のように診療報酬上の評価はなく、またそれに伴う講習の義務づけ等もありません。しかしながら、医薬品安全管理責任者の医療機関において果たすべき役割は極めて重くなってきており、平成 25 年 8 月に総務省により行われた行政評価監視において医薬品安全管理責任者に言及されたことから、医療監視において医薬品安全管理の現状について確認が行われているところです。

本会では、平成 19 年の法改正以来、毎年「医薬品安全管理責任者」の責務を果たす上で必要とされる最新の知識を得ることができるよう講習会を開催しております。

例年開催しております医薬品安全管理責任者等講習会は、札幌、仙台、金沢、東京（2 回）、名古屋、近畿（2 回）、岡山、福岡で開催致しますが、医薬品安全管理責任者が備えるべき基礎的知識や心得に関する内容を中心として、昨年度と同様、東京と大阪において、「医薬品安全管理責任者等講習会（基礎編）」を開催することと致しました。

貴施設において、医薬品安全管理責任者になって間がない方、あるいは今後医薬品安全管理責任者になることが想定されている方等がいらっしゃいましたら、本講習会への参加について、ご配慮賜りますようお願い申し上げます。